



自分で決めます、自分の1票 みんなで決めます、みんなの代表

大崎町長選挙 投票日 12月6日(日)

大崎町長の任期満了(平成21年12月20日任期満了)に伴う町長選挙が12月6日に執行されます。今度の選挙は、私たちの町政を任せる人を選ぶ重要な選挙であり、私たちが投票する選挙の中でも身近な選挙です。

政治に参加する意識と自分たちの町は自分たちで発展させていくという自覚を持って、明日の住みよい大崎町をつくりましょう。

選挙の日程等は次のとおりです。

◎日程…告示日 12月1日(火) 投票日 12月6日(日)

◎投票できる人…登録基準日(11月30日)現在において、大崎町に引き続き3ヶ月以上住所を有する日本国民(今回の選挙では8月30日までに住民票が作成された人)であり、平成1年12月7日までに生まれた人は投票することができます。但し、成年被後見人や町外へ転出した人などは投票できません。

なお、12月1日の1日間は大崎町役場において選挙人名簿の縦覧ができますので、自分の選挙権の有無を確認されたい方は、この日にご確認ください。

立候補予定者説明会の開催について

大崎町選挙管理委員会では、大崎町長選挙の立候補予定者に対する説明会を次のとおり開催します。立候補を予定されている方は定刻までにご参集ください。

- ①日 時 10月28日(水) 午後2時から
- ②場 所 大崎町中央公民館 1階 第2会議室
- ③持参するもの 印鑑

* 詳しいことをお尋ねになりたい場合は、選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前・不在者投票もご利用ください。

仕事や旅行などで選挙の当日に投票所で投票できない方は、期日前・不在者投票で投票することができます。

期日前投票所

- ①日時 12月2日(水)～12月5日(土)(8:30～20:00)
- 場所 大崎町役場 1階 ロビー

* 不在者投票をされる予定の方は、早めに手続きをお願いします。

【お問い合わせ先】大崎町選挙管理委員会 TEL 476-1111 (内線 205)